

2025年3月7日

各 位

会社名 株式会社フタバ九州

代表者名 代表取締役社長 金本 傳夫

公正取引委員会からの勧告について

本日、株式会社フタバ九州（以下、「当社」）は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」）に基づく勧告（以下、「本勧告」）を受けました。

当社の行為により、お取引先様をはじめとする関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

1. 本勧告の概要

当社は、当社製品の一部部品について、その製造を下請法の適用対象となるお取引先様（以下、「対象事業者様」）に委託し、当該部品の製造に使用する金型、治具および検具（以下、「金型等」）を対象事業者様に貸与しておりました。本勧告では、対象事業者様に対して当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させていた行為（以下、「勧告対象行為」）が、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に抵触すると判断されました。

なお、本勧告にて指摘を受けた勧告対象行為の期間は令和5年4月1日から令和6年9月30日までであり、対象事業者様は16社、対象となる金型等の数は3,733個となります。該当するすべての対象事業者様との補償に関する協議はすでに実施済みであり、金型等の保管にかかる費用として総額29,140,951円を支払い済みです。

2. 本勧告に対する当社の対応

当社は本勧告を厳粛に受け止め、今後の取引において対象事業者様の利益を不当に害することのないよう、取締役会の決議により確認しました。今後、下請法に関する研修を実施するなど、社内体制の整備のために必要な措置を講じます。また、これらの措置を役員および従業員に周知徹底するなどし、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めてまいります。

以上

<お問い合わせ先>

フタバ産業株式会社 総務部広報課 Tel 0564-31-2211